(趣旨)

- 第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号)第22条の規程に基づき、家庭内で発生する生ごみを自ら処理することによりごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器(以下「容器」という。)又は電気式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を購入する者に対して助成する助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。(対象者)
- 第2条 助成金の交付を受けることができる者は、市長の認定を受けた助成取扱指定店(以下「指定店」という。)から容器又は処理機を購入しようとする氷見市内に住所を有する個人であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。
  - (1) 購入した容器又は処理機を設置できる敷地を有すること
  - (2) 購入した容器又は処理機を適正に維持管理できること
  - (3) 堆肥化された生ごみを適正に処分できること
  - (4) 事業活動から生ずるごみを処分する目的で使用しないこと
  - (5) 市税の滞納がないこと

(助成金の額及び助成基数)

- 第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる容器又は処理機に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 容器 1基につき購入価格の2分の1相当額又は5,000円のいずれか低い額
  - (2) 処理機 1 基につき購入価格の 2 分の 1 相当額又は 25,000 円のいずれか低い額
- 2 助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 助成金の対象となる容器又は処理機の基数は、予算の範囲内で市長が必要と認めた基数と する。ただし、処理機については1世帯につき1基とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、氷見市生ごみ堆肥 化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提 出しなければならない。

(助成金の交付決定及び額の確定)

- 第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定及び額の確定をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を申請者 に通知するものとする。

(指定店の認定申請等)

- 第6条 第2条に規定する指定店の認定を受けようとするときは、氷見市生ごみ堆肥化容器・ 電気式生ごみ処理機助成取扱指定店認定申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、 市長に申請しなければならない。
  - (1) 市税の納税証明書
  - (2) その他市長が必要と認めたもの

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、次の各号に掲げる要件を備えていると認めたときは、生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機取扱指定店認定通知書(様式第3号)により指定店の認定をするものとする。
  - (1) 市内に住所(法人にあっては、事業所又は営業所)を有すること。
  - (2) 購入予定者から要求があった場合に容器又は処理機の配達ができること。
  - (3) 容器又は処理機の使用方法を指導できること。
- 3 指定店は、第1項の申請書に記載された事項に変更があったときは、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。

(助成金の返還命令等)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。